

## 伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者が自己の居住する住宅を取得するため、中央労働金庫（以下「融資機関」という。）から借り受けた住宅取得資金に対し、市が予算の範囲内で行う利子補給について、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象)

第2条 この要綱に定める利子補給を受けることができる住宅取得資金は、融資機関が次の各号のいずれにも該当する者に対して貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）に限るものとする。

- (1) 利子補給申請時において、本市に住所を有する者
- (2) 利子補給申請時において、事業所に勤務している者
- (3) 本市内に自己の居住する住宅（新築、購入）を取得し、又は増改築する者

(利子補給の条件)

第3条 貸付金に対する利子補給の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給期間 貸付金にかかる利子の支払いを開始してから5年
- (2) 貸付金限度額 1件500万円

(利子補給の額)

第4条 利子補給額の算出は、貸付金に対し、元金均等月賦償還（25年返済）による年利3パーセントの割合で計算した別表に掲げる1か月の利子補給額に当該年の1月から12月までの償還月数を乗じて得た額か、当該年中に支払った利子額のうち利子補給の対象となる利子額の、いずれか少ない額の50パーセント以内の額とする。ただし、利子補給期間において繰り上げ償還又は3か月を超えて延滞した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により算出した利子補給額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

(利子補給の申請)

第5条 利子補給を受けようとする者は、毎年1月末までに伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し、確認通知書の写し、建物登記簿謄本等
- (2) 住民票
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項にかかわらず、2年目以降の利子補給の申請にあつては、前項に規定する第2号を除く書類を省略することができる。

(利子補給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による利子補給の交付申請があつたときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、利子補給すべきと認めるときは伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給交付決定通知書（第2号様式）により、利子補給すべきでないとき又は伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(支給時期)

第7条 利子補給は、前条の規定する利子補給を決定した日の属する年度の末日までに支給する。

(支給手続)

第8条 前条の規定により利子補給の支給を受けようとする者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(状況調査等)

第9条 市長は、必要と認めたときは、利子補給の支給後において住宅の活用状況を調査することができる。

(利子補給決定取り消し等)

第10条 市長は利子補給の支給を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利子補給の決定を取消し、既に支給した利子補給の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 借入金を融資目的以外に使用したとき
- (2) 利子補給交付申請に際し不正な行為があったとき
- (3) 住宅取得が不可能となったとき

(備付帳簿)

第11条 市長は、伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給金交付処理簿を備えて、必要な事項を記載しておかなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し昭和53年4月1日以降、融資契約を締結した者から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し昭和56年4月1日以降、融資契約を締結した者から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し昭和57年4月1日以降、融資契約を締結した者から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し昭和59年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し平成4年4月1日以降、融資契約を締結した者から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この告示は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2号、第4条及び第1号様式の規定は、平成8年度利子補給交付申請利分から適用し、平成7年度利子補給交付申請利分についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 改正後の伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給要綱の一部を改正する要綱（以下「改正後の

要綱」という。)の規定は、改正後の要綱の施行日以後の貸付金に係る利子補給額について適用する。ただし、改正後の要綱の施行日前の貸付金に係る利子補給については、改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、平成10年度の利子補給の交付申請分については同条中「50パーセント」とあるのは「90パーセント」と、平成11年度の利子補給の申請分については同条中「50パーセント」とあるのは「70パーセント」と読み替えて適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日告示第26号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月15日告示第33号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年10月26日告示第141号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 貸付金額  | 1か月利子補給額 |
|-------|----------|
| 60万円  | 1,300円   |
| 70万円  | 1,500円   |
| 80万円  | 1,800円   |
| 90万円  | 2,000円   |
| 100万円 | 2,200円   |
| 110万円 | 2,400円   |
| 120万円 | 2,700円   |
| 130万円 | 2,900円   |
| 140万円 | 3,100円   |
| 150万円 | 3,300円   |
| 160万円 | 3,600円   |
| 170万円 | 3,800円   |
| 180万円 | 4,000円   |
| 190万円 | 4,200円   |
| 200万円 | 4,500円   |
| 210万円 | 4,700円   |
| 220万円 | 4,900円   |
| 230万円 | 5,100円   |
| 240万円 | 5,400円   |
| 250万円 | 5,600円   |
| 260万円 | 5,800円   |
| 270万円 | 6,000円   |
| 280万円 | 6,300円   |
| 290万円 | 6,500円   |
| 300万円 | 6,700円   |
| 310万円 | 6,900円   |
| 320万円 | 7,200円   |

|       |         |
|-------|---------|
| 330万円 | 7,400円  |
| 340万円 | 7,600円  |
| 350万円 | 7,800円  |
| 360万円 | 8,100円  |
| 370万円 | 8,300円  |
| 380万円 | 8,500円  |
| 390万円 | 8,700円  |
| 400万円 | 9,000円  |
| 410万円 | 9,200円  |
| 420万円 | 9,400円  |
| 430万円 | 9,600円  |
| 440万円 | 9,900円  |
| 450万円 | 10,100円 |
| 460万円 | 10,300円 |
| 470万円 | 10,500円 |
| 480万円 | 10,800円 |
| 490万円 | 11,000円 |
| 500万円 | 11,200円 |

ただし、貸付金額がこの区分にない場合は、直近下位の区分による。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給交付申請書

|  |  |
|--|--|
| 年 月 日  |  |
| 伊勢原市長 殿  |  |
| 申請者 住所 伊勢原市<br>氏名<br>電話番号                                |  |
| 伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給要綱第5条の規定により、次のとおり住宅取得に係る利子補給金の交付を申請します。 |  |
| 取得住宅の内容  | 種 別 1 新築 2 増改築 3 新築購入 4 中古購入<br>所在地 伊勢原市   |
| 勤 務 先  | 名 称<br>就職年月日 年 月 日   |
| 別表によって算出した利子補給額 (A)                                      | 1 か月利子補給額 _____ 円 × ①当該年償還月数 _____ 月<br>= _____ 円  |
| 当該年中に支払った利子額から算出した利子補給額 (B)                              | (1) 貸付金額が500万円を超える場合<br>② 当該年中に支払った利子額 _____ 円<br>③ 貸付金額 _____ 円<br>② ÷ ③ × 5,000,000円 = _____ 円<br>-----<br>(2) 貸付金額が500万円以下の場合<br>② 当該年中に支払った利子額 _____ 円 |
| 利子補給申請額算出 (C)  | (A) 又は (B) のいずれか少ない額 _____ 円 × 50%<br>= _____ 円<br>(小数点以下切捨て)  |
| 利子補給申請額  | _____ 円<br>※ (C) の100円未満を切り捨てた金額を記入  |

| 融資機関証明欄                                 |                |
|---|----------------|
| 貸付年月日                                   | 年 月 日          |
| 当該年償還月数(①)                              | 月 ( 月 日から 月 日) |
| 当該年中に支払った利子額(②)                         | 円              |
| 貸付金額(③)                                 | 円              |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。<br>年 月 日<br>融資機関名 ④ |                |

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長 ⑩

年 月 日に申請された勤労者住宅取得資金利子補給については、次のとおり利子補給することに決定したので通知します。

利子補給交付決定額 円

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市勤労者住宅取得資金利子補給不交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長 ⑩

年 月 日に申請された勤労者住宅取得資金利子補給について、次の理由により利子補給しないことと決定したので、通知します。

（利子補給しない理由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。